

平成22年（2010年）紀北町12月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成22年12月10日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年12月10日（金）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	監 査 委 員	井上 寛
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

会議録署名議員

3 番 樋口泰生	4 番 太田哲生
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**川端龍雄議長**

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成22年12月紀北町議会定例会が招集されました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本定例会は、議会改選後の初の定例会であります。去る12月1日に、初議会が開催され、新しい紀北町議会の組織が構成され、いよいよスタートしたところでありますが、議会といたしましては、紀北町の発展と町民の幸せのために行政とともに知恵を出し、ともに汗を流し、喜ばしき紀北町の「あした」というものを築くべく、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど尾上町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

**川端龍雄議長**

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。ただいまから平成22年12月紀北町議会定例会を開会します。

**川端龍雄議長**

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承ください。

なお、議案第66号の一般会計補正予算書の中で、32ページの給与費明細書の表中、議員の数に誤りがあるとの申し出を受けました。議案については、まだ議題に供されていない段階であるため、議長において訂正を許可いたしております。内容は、補正後と補正前の議員の数について「22人」を「20人」に改め、それぞれの計の数「1,119人」を「1,117人」に改めるものであります。お手元に正誤表を配付させていただいておりますので、各自訂正いた

だくとともに、ご了承くださいるようお願い申し上げます。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可します。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

#### 中野直文議会事務局長

それでは会期日程表を朗読させていただきます。

平成22年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月10日、金曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。なお、一般質問受付締め切りは、午後5時までとなります。

第2日、12月11日、土曜日、第3日、12月12日、日曜日、いずれも休日のため休会といたします。

第4日、12月13日、月曜日、第5日、12月14日、火曜日、第6日、12月15日、水曜日、いずれも休会としまして、各常任委員会が開催されます。

第7日、12月16日、木曜日、休会。

第8日、12月17日、金曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第9日、12月18日、土曜日、第10日、12月19日、日曜日は、いずれも休日のため休会といたします。

第11日、12月20日、月曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第12日、12月21日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第13日、12月22日、水曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、議事日程でございます。

平成22年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年12月10日（金曜日）9時30分開議

- |    |            |
|----|------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定      |
| 第3 | 諸般の報告      |
| 第4 | 行政報告       |

- 第5 議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第6 議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）  
第7 議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
第8 陳情案件  
以上でございます。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 樋口 泰生君

4番 太田 哲生君

のご両名を指名します。

---

## 日程第2

川端龍雄議長

次に日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月22日までの13日間といたしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月10日から12月22日までの13日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 川端龍雄議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月6日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会において提出され受理した案件は、人事案件が1件、補正予算案件が2件で、計3件となっています。また、陳情案件2件を受理し、委員会に付託し、審査をいただくことに決定いたしております。

なお、予定される追加議案についてであります。12月16日に紀北中学校の校舎等の解体工事の入札が執行されます。予定価格が5,000万円以上であることから、工事請負契約締結の議案が追加されることとなります。議案を受理しましたら議会運営委員会を開催していただき、その取り扱いについて協議をお願いしたいと考えておりますので、ご了承ください。

次に、一般質問についてであります。通告書の受付時間は、本日午前8時30分から午後5時までとなっています。質問の要旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

なお、午後5時に締め切りまして、通告書の確認をしたうえで、記載事項について不明確なものについては連絡をし、訂正をお願いすることもありますので、連絡があった場合は直ちに対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、紀北町教育委員会点検・評価報告書についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成21年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、教育委員長からその報告書の提出がございました。報告書については各議員の棚に配付させていただきましたので、今後の

資料として参考にしていただきたいと思います。

次に、地方自治法第 121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、各条例委員の選出についてであります。町の条例により定められた委員等について、議員の中から選出する必要がありますので、12月17日の本会議終了後に全員協議会を開催し、各条例委員の選出を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、選挙管理委員の異動についてであります。11月25日付けで現委員の下総晃氏から退職願いが提出され、委員長がそれぞれ許可したことにより欠員が生じました。直ちに選挙管理委員会を開催し、協議を行った結果、選挙管理委員長から補充委員である大西千恵子氏に決定したとの通知をいただきましたので、ご報告申し上げます。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月24日、金曜日、午前10時から開催、同じく12月24日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催、12月27日、月曜日、午前10時から荷坂やすらぎ苑組合議会の開催の予定であります。

次に、年末年始における行事であります。

三重県において11月28日に亀山市で発生した交通死亡事故により、死亡者が昨年度と比較して20人を超えたため、11月29日から12月31日までの33日間、交通死亡事故多発警報が発令中であり、さらに12月11日から12月20日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されます。運動の重点は、高齢者の交通事故防止、シートベルト並びにチャイルドシートの着用の徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題としてとらえ、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月18日から12月28日までの11日間で、長島港前浜において、恒例の「紀北町年末いきいながしま港市」が開催されます。今年も13万人の集客を目標とし、関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、1月4日、火曜日、午前10時から、現在、仮校舎として使用している紀北中学校グラウンドで消防出初式が開催されます。1月9日、日曜日、午前10時30分から東長島公民館で成人式が開催されます。出席のほうよろしくお願いいたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。13日から15日の3日間で常任委員会の開

催を予定しております。開催日については、委員長において調整していただき、本日の会議の終わりまでに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、ご寄付の行政報告をさせていただきます。

まず、ふるさと寄附金についてであります。本年10月に、海山区ご出身で、現在、四日市市に在住の上野起功様より、ふるさと寄附金の申し出があり、寄付金50万円をいただきました。また、11月には、紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、本年も同寄附金 100万円をいただきました。

続きまして、一般寄付金についてであります。紀宝町に本社を有する日本土石工業株式会社社長 椋野玲史様より、歳末助け合い協賛金として、寄附金30万円をいただきました。

以上、ご寄付をいただきました3名の方々に対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告をいたします。

以上をご報告といたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

##### 川端龍雄議長

以上で、行政報告を終わります。



---

## 日程第 5

川端龍雄議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

議案第65号の審議にあたっては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案65号については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

日程第 5 議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。前教育委員の井谷浩一郎氏が、本年11月28日をもって任期満了となりましたので、新たに、紀伊長島区東長島 200番地 9 倉本和之氏を任命いたしたく同意を求めるものであります。

井谷浩一郎氏におかれましては、平成18年11月29日にご就任いただいてから4年間にわたり、紀北町教育委員として教育行政に多大なご尽力を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます。

後任の倉本和之氏につきましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有す

る方であることから、適任であると判断したものであります。人事案件につきまして、この1件であります。ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 川端龍雄議長

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

議案第65号の提案理由を読んでいますと、非常に高潔ということは、もう人格が100%できているというふうに私は解釈しております。

それと、それに対してですね、経歴書を見ますと、大変失礼ですけども、職安に出すような経歴書でございます。と、この高潔で、教育、学術、文化等とどういうふうにリンクするのですか、その辺をお答えいただきたいと思います。

#### 川端龍雄議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

人物につきましては、教育委員会のほうでいろいろとお調べいただきました。そのような中でですね、倉本氏におかれましては、赤羽中学校のPTA会長、それから紀北町のPTA連絡協議会の会長もされております。そういったことから、現在におきましても紀北町子供会育成連絡協議会の本部役員としてもご活躍していただいております。こういったことを勘案しまして、このような議案の提案をさせていただきました。

#### 川端龍雄議長

瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

であればですね、そのことを、いわゆる経歴書にですね、やっぱり記載すべきだと思います。これ記載してないもんですから。私は海山区に住んでおりますもんで、なかなか情報も薄い。だから、そこをやっぱり記載する必要があるんじゃないんですか。これはもう職歴というのですか、いわゆる自分の給料を得るための職歴であってですね、やっぱりその今のPTAの会長、連絡協議会の会長、そういうものをやっぱり記載をしていただきたいと思います。教育長どうです。教育委員長、委員長が推薦したんだと思うんで。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議案の提出でございますので、私のほうから、まず先に述べさせていただきます。今までこういうフォームですね、形式で議案を提出させていただいておりますので、できればこの形で行って行って、口頭説明ということで行いたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

大和教育委員長。

大和秀昭教育委員長

失礼いたします。今、瀧本議員のおっしゃられたように、経歴につきましてはですね、こういう高潔で、教育、学術文化に関し識見を有する方という部分について記載を必要であったかなというふうに、私も思っております。以上であります。

川端龍雄議長

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の町長の答弁の中でですね、今までの形はこういうような記載をやってきたということなんですけど、今、瀧本議員が言われたようにですね、やはりこの教育関係になれば、やはり町長が口頭で今、答弁したようにですね、やはり教育関係に従事したところを、やはり載せて、皆さんに理解を得るのが一番のやり方じゃないかなと思うんですよね。今までのことがあったからというようなことは、これからは改めるところは改めてやっていかなあかんのやから、そういうようなこれから答弁、また、今までやってきたのを何でもずっと続けていくんかというような、悪いところの改革を指摘されたところは指摘されたように、やはりそこをきちんと考えていただかならんと思うんで、そののと町長、どういうふうに考えていますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私といたしましては、先ほど答弁いたしましたように、こういった経歴書という形ですね、今までも提案させていただいておりますが、議員の方がですね、そういうお話もされま

したので、今後、議会とも相談しながらですね、どういう方法がいいのかということ相談していきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第65号については、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、議案第65号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第6～日程第7

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第6 議案第66号と、日程第7 議案第67号の2件については、提案者から提案理由

並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意を賜りありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第4号)であります。緊急性の高い事業及び所要額の補正が必要な事業等について計上させていただいたもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億7,408万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億816万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、個人所得の減少等により、町税が1,957万1,000円の減となったほか、交付額の決定により、地方特例交付金では1,591万9,000円、地方交付税では6億2,566万4,000円の増、障害者自立支援給付費負担金等で国庫支出金が1,533万6,000円、三重県市町村合併支援交付金等で県支出金が3,892万8,000円の増等でありま

す。一方、歳出予算の主なものといたしましては、総務費が基金管理事業の積立金等で、5億8,783万6,000円、民生費では障害者介護・訓練等給付事業費等6,141万円の増、農林水産事業費では、県単森林環境創造事業等で1,360万8,000円の増などでありま

す。また、今回の補正予算では、過疎地域自立促進計画にかかる過疎自立促進特別事業の中から、18事業につきまして事業費、事業内容等に変更はありませんが、その財源として過疎対策事業債を充当し、一般財源との振り替えを行っております。

議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億871万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,360万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでありま

す。

歳入予算の主なものといたしましては、療養給付費交付金の現年分が 1,563万 6,000円の増、共同事業交付金では保険財政共同安定化事業交付金などで 4,045万 5,000円の増、繰入金では財政調整基金繰入金等で 1億 5,257万 6,000円の増であります。

一方、歳出予算の主なものといたしましては、総務費では、電算事業委託料 157万 5,000円の増、保険給付費が、一般被保険者療養給付費等で 2億 584万 8,000円の増、諸支出金が特定健康診査・保健指導等負担金返還金等で 124万 4,000円の増であります。

以上、2件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたします。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### 川端龍雄議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第66号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6億 7,408万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103億 816万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、過疎対策事業、限度額1億8,770万円を1億450万円を増額し、2億9,220万円に変更し、臨時財政対策債限度額6億9,500万円を1億2,000万円減額し、5億7,500万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人は1,957万1,000円を減額して、6億237万5,000円とするものであります。現年度課税分精査による個人均等割69万4,000円の増額と、個人所得割2,026万5,000円の減額であります。

第8款、第1項、第1目地方特例交付金は1,591万9,000円を増額して、3,591万9,000円とするものであります。交付額確定に基づく増額であります。

第9款、第1項、第1目地方交付税は、6億2,566万4,000円を増額して、41億2,566万4,000円とするものであります。普通交付税の当初算定に基づく決定額による増額であります。

9ページをご覧ください。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金は490万3,000円を増額して、1億420万8,000円とするものであります。私立保育所保育料負担金442万7,000円と、配食サービス事業個人負担金47万6,000円の増額であります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料は69万2,000円を増額して、5,982万9,000円とするものであります。体験型イベント交流施設けいちゅうの使用料の増額であります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は1,533万6,000円を増額して、5億5,222万9,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金23万1,000円の減額と、障害者自立支援給付費負担金1,479万4,000円、保育所運営費負担金77万3,000円の増額によるものであります。

10ページをご覧ください。

第14款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金は1,463万円を増額して2億6,294万円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金668万3,000円、障害者介護給付費負担金756万1,000円、保育所運営費負担金38万6,000円の増額であります。

第14款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金は1,400万円を増額して、3,549万4,000円とするものであり、三重縣市町村合併支援交付金の増額であります。

第3目衛生費補助金は188万4,000円を増額して、1,903万8,000円とするものであり、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の増額であります。

第4目農林水産業費補助金は840万円を増額して、1億6,833万6,000円とするものであります。県単土地基盤整備事業費補助金320万円の増額と、11ページをご覧ください。森林環境創造事業費補助金400万円、県単漁港改良事業費補助金120万円の増額であります。

第14款県支出金、第3項委託金、第7目消防費委託金は1万4,000円を増額して、130万1,000円とするものであり、樋門管理委託金の増額であります。

第19款諸収入、第5項雑入、第5目過年度収入は157万5,000円を増額して、160万1,000円とするものであります。

12ページにかけまして、福祉関係の国庫及び県費支出金、精算交付金の増額で、21年度事業費の確定に伴う補助金の精算によるものであります。

第6目雑入は613万6,000円を増額して、4,405万3,000円とするものであります。副町長等官舎使用料3万1,000円、紀北広域連合精算金586万5,000円、消防団員公務災害補償金24万円の増額であります。

第20款町債、第1項町債、第1目総務債は9,610万円を増額して、3億5,260万円とするものであります。過疎地域自立促進特別措置法の改正により、これまで地方債の対象とならなかったソフト事業について、過疎対策事業債の対象とすることが可能となったことから、新たに策定した過疎地域自立促進計画に基づき対象となる18事業に、過疎地域自立支援特別事業債を充当するものであります。なお、個々の事業につきましては、お手元に配付いたしました平成22年度紀北町過疎地域自立促進計画にかかる過疎地域自立促進特別事業（財源措置関係）に、歳出の予算科目、担当課名、事業名、事業内容、対象事業費と起債の充当額等をまとめさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、第3目衛生債は840万円を新たに増額するものでありまして、合併浄化槽整備事業に過疎対策事業債を充当するものであります。

第10目臨時財政対策債は1億2,000万円を減額して、5億7,500万円とするものであります。普通交付税の算定に伴う限度額の確定によるもので、減額分1億2,000万円は、普通交付税で増額となっております。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。13ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は47万円を増額して、6億9,921万



円とするものであります。地方税管理回収機構派遣職員用の官舎借上料の増額分と、副町長の官舎借上料の減額分の精算によるものであります。

第2目文書広報費につきましては、先ほど歳入で説明しました過疎対策事業債のソフト分である過疎地域自立促進特別事業債をCATV行政放送事業に充当しております。すでにお認めいただいております事業費に変更はないため、補正額はゼロであります。財源内訳の地方債を2,700万円増額して、同額の一般財源を減額するという財源振り替えをいたしております。以後も補正額ゼロで、財源内訳の地方債と一般財源との財源振り替えのみという科目、目が出てまいります。お配りした過疎地域自立促進特別事業に記載のあるものにつきましては同じことですので、詳細は割愛させていただき、関連事業名を申し上げ、起債充当による財源振り替えであります。という説明のみとさせていただきます。個々の内容等につきましては、お配りした資料をご確認いただきますよう、お願いいたします。

続いて、第5目財産管理費は5億8,736万6,000円を増額し、10億6,346万円とするものであります。基金管理事業で積立金5億8,736万6,000円の増額であります。財政調整基金等への積立金であります。

第6目企画費は、東紀州地域活性化ソフト事業への起債充当による財源振り替えであります。

14ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、841万7,000円を増額して、6億894万3,000円とするものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金860万5,000円、松本平岩児童公園内の危険木処理に24万4,000円の増額と、紀北広域連合運営事業負担金の精算による43万2,000円の減額であります。

第3目身体障害者福祉費は4,206万7,000円を増額して、3億5,916万4,000円とするものであります。障害者介護・訓練等給付事業4,118万円の増額は、実績見込みによる給付費の増額と、前年度国庫負担金等の精算による返還金の増額であります。障害者補装具給付事業は前年度国庫負担金等の精算による返還金88万7,000円の増額であります。また、じん臓機能障害者通院交通費補助事業につきましては、起債充当による財源振り替えであります。

15ページをご覧ください。第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は、195万9,000円を増額して、4億8,177万7,000円とするものであります。老人福祉特別対策事業、老人クラブ活動育成事業及び緊急通報装置設置事業につきましては、起債充当による財源振り替えであります。配食サービス事業は利用者の増による委託料等86万6,000円の増額であります。地域支援事業の介護予防・任意事業につきましては、前年度受託事業精算

るよる返還金であります。

16ページをご覧ください。第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業への起債充当による財源振り替えであります。

第2目保育所費は896万7,000円を増額して、3億7,959万1,000円とするもので、私立保育所運営費実績見込みに伴う事業補助金の増額であります。

17ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は、地域保健共通事業への起債充当による財源振り替えであります。

第2目予防費は376万8,000円を増額して、6,138万4,000円とするものであります。子宮頸がん等ワクチン接種の費用助成にかかる委託料の増額であります。また、健康増進事業(町単分)については起債充当による財源振り替えであります。

第3目環境衛生費は、浄化槽設置整備事業が今回の過疎地域自立促進計画に基づく協議の中で、起債対象として認められたことにより起債を充当したことによる財源振り替えであります。

18ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費は、502万6,000円を増額して、5,424万3,000円とするものであります。去る10月9日の豪雨等による河川取水口の堆積土砂撤去費用及び県単土地基盤整備事業の増額であります。

19ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第2項林業費、第3目林業施設費は500万円を増額して、1億7,451万1,000円とするものであります。林道・治山関係事業で県単森林環境創造事業による引本浦地区倒木危険広葉樹等緊急伐採委託料の増額であります。

第4目町有林造成費は35万6,000円を減額して、6,147万円とするものであります。町有林造成事業の施業計画の変更に伴う減額であります。

20ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第3項水産業費、第2目水産業振興費は23万8,000円を増額して、3,686万6,000円とするものであります。三重外湾漁協助成事業の増額であります。また、水産資源増殖事業につきましては、起債充当による財源振り替えであります。

第3目漁港管理費は370万円を増額して、597万6,000円とするものであります。県単漁港改良事業による島勝漁港施設改修費の増額であります。

21ページをご覧ください。第6款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費は34万1,000円を増額して2,782万9,000円とするものであります。道の駅海山の施設修繕料34万1,000円であります。また、中小企業指導育成事業につきましては、起債充当による財源振り替

えであります。

第3目観光費は36万1,000円を増額して、1億2,109万5,000円とするものであります。体験型イベント交流施設けいちゅうの利用者増加による経費の増額であります。また、観光活性化対策事業につきましては、起債充当による財源振り替えであります。

22ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は110万1,000円を増額して、1億1,036万9,000円とするものであります。道路等土地登記手数料の増額であります。

23ページをご覧ください。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路橋りょう維持費は町道道路維持補修事業への起債充当による財源振り替えであります。

24ページをご覧ください。第7款土木費、第6項住宅費、第1目住宅管理費は319万1,000円を増額して、2,637万2,000円とするもので町営住宅修繕等経費の増額であります。

25ページをご覧ください。第8款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は237万2,000円を減額して、4億6,489万8,000円とするものであります。三重紀北消防組合負担金の精算による減額であります。

第2目非常備消防費は24万円を増額して、3,758万円とするものであります。消防団員公務災害補償に伴う療養補償金等の増額であります。

第4目水防費は1万4,000円を増額して、897万6,000円とするものであります。県管理樋門1基増に伴う施設管理委託料の増額であります。

第5目災害対策費は168万円を増額して、2,738万2,000円とするものであります。10月の豪雨等による警戒出動に伴う時間外勤務等職員手当の増額であります。

26ページをご覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費は、192万4,000円を増額して5億8,701万2,000円とするものであります。小学校施設の修繕料等の増額であります。

第2目教育振興費は20万9,000円を増額して、2,458万3,000円とするものであります。要保護、準要保護対象児童の増に伴う就学援助費の増額であります。

27ページをご覧ください。第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費は紀北中学校仮校舎改修事業に県の合併支援交付金を充当し、財源振り替えをしたものであります。

第2目教育振興費は77万1,000円を増額し、2,062万6,000円とするものであります。要保護、準要保護対象生徒の増に伴う就学援助費の増額であります。

28ページをご覧ください。第9款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は文

化振興事業への起債充当による財源振り替えであります。

29ページをご覧ください。第9款教育費、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費は社会体育団体活動費等助成事業への起債充当による財源振り替えであります。

続きまして、30ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書であります。次の31ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は117億8,930万8,000円でありまして、当該年度中起債見込み額が今回の補正後で18億9,430万円、当該年度中の元金償還見込み額が12億7,293万5,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込み額は124億1,067万3,000円となる見込みであります。なお、合計欄の下には、上記の内書きとしまして、過疎対策事業債分と合併特例事業債分についてまとめておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

続きまして、32ページをご覧ください。給与費明細書であります。1特別職につきましては、今回補正はございません。

33ページをご覧ください。2一般職につきましては、去る10月9日から10日の大雨洪水警報、10月29日から30日の暴風警報時の警戒出動による時間外勤務手当等職員手当が168万円の増額となり、補正後の総額としましては13億5,411万3,000円となります。

以上で、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 川端龍雄議長

次に、議案第67号についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

#### 平谷卓也住民課長

おはようございます。

それでは、議案第67号の平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億871万7,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 1,360万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第5款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金であります。1,563万6,000円増額して、1億4,503万4,000円とさせていただきます。療養給付費交付金及び退職者医療交付金の額の変更決定に伴うものでございます。

続きまして、第8款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金であります。1,137万7,000円増額いたしまして、3,561万6,000円とさせていただきます。内容ですが、高額医療費共同事業医療費交付金の額の変更に伴うものであります。

第2目保険財政共同安定化事業交付金であります。2,907万8,000円増額いたしまして、2億5,870万3,000円とさせていただきます。内容につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の額の変更に伴うものでございます。

第9款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金であります。5万円増額いたしまして、5万1,000円とさせていただきます。財政調整基金利息の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金であります。860万5,000円増額いたしまして、1億7,873万5,000円とさせていただきます。内容につきましては、一般会計からの法定分を繰り入れるものでございまして、国民健康保険基盤安定繰入金で、保険料軽減分及び保険者支援分にかかるものでございます。今年度の国、県の交付金額の決定に伴うものであります。

8ページをご覧ください。第10款繰入金、第2項積立基金繰入金、第1目積立基金繰入金であります。1億4,397万1,000円増額いたしまして、2億1,623万6,000円とさせていただきます。内容ですが、医療費等の不足によりまして、財源の調整をさせて

いただくものでございます。

それでは続きまして、歳出の説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。157万5,000円増額いたしまして、4,282万7,000円とさせていただきます。レセプトの電子化に伴う国保システム改修業務委託にかかるものでございます。

10ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費であります。1億5,693万円増額いたしまして、15億2,886万7,000円とさせていただきます。一般被保険者の医療費が当初の予想より増えてきていることから増額補正をさせていただきます。

第2目退職被保険者等療養給付費であります。3,368万9,000円増額いたしまして、1億4,825万2,000円とさせていただきます。一般被保険者の医療費と同様に、退職被保険者等の医療費が当初の予想よりも増えていることから、増額補正をさせていただきます。

第3目一般被保険者療養費であります。299万円減額いたしまして、1,650万2,000円とさせていただきます。

続きまして、第4目退職被保険者等療養費であります。17万2,000円減額いたしまして、125万7,000円とさせていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費であります。1,083万円増額いたしまして、2億551万3,000円とさせていただきます。

第2目退職被保険者等高額療養費であります。756万1,000円増額いたしまして2,754万7,000円とさせていただきます。

続きまして、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、療養給付費交付金の額の変更に伴う財源更正でございます。

12ページをご覧ください。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金は療養給付費交付金の額の変更に伴う、これも財源更正でございます。

13ページをご覧ください。第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金であります。5万円増額いたしまして、5万1,000円とさせていただきます。基金利息の積み立てであります。

14ページをご覧ください。第11款諸支出金、第2項国県支出金返納金、第1目国庫支出金

返納金であります。124万4,000円を増額補正させていただくものであります。前年度国民健康保険特定健康診査、保健指導等負担金の精査に伴う返還金及び出産育児一時金補助金の額の確定に伴いまして、返還金が生じたものでございます。

以上で、議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**川端龍雄議長**

以上で、議案に対する提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**川端龍雄議長**

これから各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第6

**川端龍雄議長**

日程第6 議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。なお、質疑は歳入歳出を一括して行います。

それでは質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

**12番 松永征也議員**

5ページですね。地方債の補正なんですけども、過疎対策費が1億450万円ほど増なんですけど、これはですね、財源の振り替えということで、この過疎債はですね、財源確保のためにあるような印象を受けるんですけども、本来はですね、過疎から脱却するための事業に充てなければならぬわけなんですけど、どのような考え持っておられるのか。

それとですね、この時点で財源を振り替えるということは、大変ごついことだと思うんです。なぜ当初でね、こういうことがわからなかったのかですね、お聞きをしたいと思います。

それだけどうぞ。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まずですね、今回、過疎対策事業のところで、議員さん言われましたように1億450万円の増ということで、内訳させていただきますと9,610円、先ほどから説明させていただきました過疎のほうの特別事業債ということで、ソフト事業分の18事業にかかるものであります。

そして840万円につきましては、浄化槽設置、これ従来のハード分のものでありますが、9,610万円につきましては、ソフト事業が認められたということなんですが、本来は過疎脱却のものじゃないかということで、どういう考えで過疎債をかけておるんだということをご質問だと思うんですが、これにつきましてはですね、今回の法改正に基づきましてですね、計画を、紀北町過疎地域自立促進計画というのを22年から27年度の新しい計画を立てておりますね、その中にですね、もちろん大きく言いますと、その過疎の脱却、過疎から脱却するためにいろんな振興を図っていくという趣旨の基に、計画はなされておりますね、その中にあげさせてもらっております特別事業、すなわちそのソフト事業につきましては、ソフトの事業も過疎から脱却するという、大きく言えばですね、そのためにいろんな事業を組んでいるということでございまして、その計画しているものの中からですね、今年度につきましては、もうすでに事業に計上させてもらっている事業の中から、18事業を選ばせていただいてですね、かけさせていただいたということなんです。必要過疎脱却と言いますか、過疎地域の振興を図るための計画、その事業に計上しているものについて、かけさせてもらったということですので、まずその点をご理解をいただきたいと思います。

それと2点目ですね、この時期の財源振り替えというのはどうなのかと、当初からであればみておくべきじゃないのかというご指摘かと思うんですが、その前に申し上げましたとおり、この紀北町過疎地域自立促進計画そのものがですね、法律改正の施行が、この22年の4月1日だったということで、それ以降ですね、9月議会等でお認めいただいた計画に初めて載せさせていただきますと、それを県・国で承認いただいた中から、それを過疎債をかせさせていただきますということになりますので、当初ではこれにつきましては計上することが不可能でして、今回の補正で県のほうへ申請させてもらった金額にあわせてですね、上程させていただきますと、振り替えさせてもらうことになったということですので、その点、ちょっ



とご理解をいただきたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

そうしますと、その過疎地の自立促進計画ですね。だけに議決したわけなんですけども、これには変更を生じないということなんでしょうか、確認をしたいと思います。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えさせていただきます。今回の過疎対策事業の今回の補正のですね、対象となっておりますのは、先般9月議会でお認めいただきました過疎計画に載っている事業でございますので、過疎計画の変更は必要ございません。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

歳出の14ページですが、民生費、社会福祉総務費の中の役務費、これ松本平岩の児童公園の伐採ということで、以前から大変、地元の人から危険性が指摘されておったことで伐採される、大変お取り組みとしてはいいと思うんですが、1つこの際お尋ねいたしておきたいのは、これ以外にもですね、都市公園とか児童公園とかいろいろ種類ありますけれども、かつてはやたら植栽した、早く言えばこういう落葉樹とかですね、巨木化するものを、今は公園には植えないのが一般的な常識になっておるわけですね。これは各所にあると思うんですよ。それをお調べになっておられるか。こういうふうに松本の児童公園のように、住民から危険性が指摘されている。しかももう手に負えないような、あれがどのぐらいあるかな、目通りの周囲が。巨木になってますよ。それでこういう葉が散る。しかも危険性、住宅にも密着してしまっておる、こういうのをほかにも多分あるだろうと思うんで、中州の声もかなり大きくなっているんじゃないかな。今後、こういうものは絶対植えないように、安いからといって割と植えるんです。前に玉通りの寄付をしてもらったからって銀杏を植えて、通りの方は大変迷惑したということがあります。それについて、ほかにもこういうケースがないか。あったら早い目に始末されたほうが私はいいと思いますが、町長のお考えいかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私にということですが、現実的にはどれほどあるかは私存じておりませんが、私の隣の児童公園もですね、そういう状態になっております。そういうことで地元の方も葉っぱを拾ったりですね、いろいろと今までの経緯の中でも、もう伐採してほしいという方もございました。そういうこともございますので、今後ですね、児童公園等を調査いたしまして、そういった部分の地元の皆さんの声を聞きながら、伐採すべきものはしていきたいと思います。ただ、私の近くの児童公園におきましてもですね、かたや伐れという方もございますし、かたや残せという方もございました。そういうものをですね、調整しながら今後取り組んでいきたいと思います。ご理解願います。

川端龍雄議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

1つ教育長に、教育委員会としての見解をお尋ねしたいんですが、不審者の問題というのは、大変あちことで問題になってまして、こういう子どもたちが遊ぶ公園、遊園地には物陰、隠れることができるような木を植えない。あるいは道路に飛び出すという危険性もあるものですから、物陰から。これは植えないのが常識になっていると思うんですよ。今、伐ってまます、都市部では。教育長、教育委員会の見解どうですか。残せという人もあるという町長の、ちょっと反論がありましたけども、教育的見地では遊園地、児童公園には巨木を植えない、育てないというのが基本じゃないんですか、教育長の見解をお聞きしたい。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育

私も十分把握はしていませんけれども、とにかく子どもの安全を考えれば、考えるという視点でいけば、そういうようなところがあればですね、よく見つけて、そして適切な処理をしなければいけないと、そういうふうに思っております。ただ、子どもたちはそういうような、今、議員おっしゃったように、その危険ということから身を守るというようなことにつきましては、学校の中で十分こう教育はしておるはずなんです。つまりなんですけれども、十分でないところ、今後、校長を通じてですね、またお話をしていきたいと、そういうふう

に思っております。以上でございます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

誤解を与えたようで申し訳ございません。私自身も伐らないということじゃなしにですね、地域の方でそういう方もいらしたということでありまして、考え方はですね、北村議員と一緒にございます。そういうことで公園等の入口、うちの児童公園を例にとりますと、その辺もですね、目隠しになるということで、林業作業員の方にも伐っていただいたりですね、そういうことを行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

9ページですね、民生費負担金の配食サービス事業個人負担金、これが47万6,000円増加になってます。そして15ページですね、老人福祉総務費の、やはりここの右側にですね、配食サービス事業で86万6,000円の支出、これにつきましては、先ほど人員が増えておるといふふうに説明を受けたわけなんです、この配食サービスにつきましては、近年、この減少傾向にあるということだったんですが、今年度、これが増加に転じておるのかどうか、その辺の事情をですね、もう少し詳しくご説明をお願いします。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

お答えいたします。近年、お年寄りがやっぱり増えてきたということで、やっぱり一人暮らしのお年寄りが増えてきたということで、配食サービスの依頼が増えております。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

具体的にですね、前年対比でどれだけ増えておるのかという、その辺のもっと具体的なご説明をお願いします。

川端龍雄議長

谷課長。

谷吉希福祉保健課長

数字的にはつかんではないんですけども、今、現時点で依頼が数10軒ですか、増えておるんですけども、正確な数字はちょっとつかんでおりませんので、申し訳ございません。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

先ほどね、増加しておるといふ報告があつて、この数字が出ておる以上ですね、その根拠はつかんでみえると思ふんですね。そやないと、この算出根拠が全然わからんですよね。その辺の説明できないんですか、いかがですか。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

具体的な数字といいますと、補正前が1万884個、補正後が1万2,074個ということで、見込みが立っておりますので、そういう数字になっております。

川端龍雄議長

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1件質疑をいたします。17ページの保健衛生費の予防費なんですが、予防接種事業として376万8,000円計上されております。これはインフルエンザ等ヒブワクチン、子宮頸がん等いろいろワクチン予防接種がありますが、ここの中身をちょっとお知らせ願いたい。特別限定されたものなのかどうか、その予防接種を行う、予防として行う事業ですからいろんなものがあると思ふんですが、特定されたものなのかどうか。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

特定されたものでございまして、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、それに肺炎球菌という3種の国からの補正で、今回、町としても付けさせていただきました。

川端龍雄議長

中津畑正量君、詳細なことは自分の教民の委員会でもっと質問してください。

14番 中津畑正量議員

町長に聞いたかったんですけどね。

川端龍雄議長

初めから町長とご指名ください。

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員がおっしゃいますようにですね、特定のものでございまして、子宮頸がん、ヒブワクチン、それから肺炎球菌、この3つをですね、国が今度の補正でですね、取り上げましたことによりまして、国が県に基金をつくり2分の1、そして町が単費で2分の1を持たせていただきまして、対象者につきましてワクチン接種をしていきたいと、そのような事業でございまして。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございせんか。

17番 中本衛君。

17番 中本衛議員

今の関連質問でございまして。具体的に細かくこうお教え願いたいんですが、3種のワクチン、予防接種事業であるわけですが、これに、この接種を受けられる、そういう年齢、またそこらの制限があるのかどうか。それでそれに対してですね、どのようにこれから今後PRしていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

制限がございまして、子宮頸がんにつきましては、今回、中学3年生から高校1年生となっております。それからヒブワクチンでございまして、生後2カ月から12カ月未満、平成18年4月1日から平成19年3月31日の4歳児、これが対象となっております。それで平成22年度の肺炎球菌ワクチンにつきましては、生後2カ月から12カ月未満、平成18年4月1日から平成19年3月31日の4歳児となっております。以上でございまして。

川端龍雄議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

今、具体的に細かく伺いました。これ単年度だけで終わってしまうと、またあとの後続性がなくなるんですが、この件について町長どのように考えておりますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実には、国のほうはですね、22年度、23年度ということですが、基本的には紀北町としては続けていきたいとは思っておりますが、国の動向をですね、十分踏まえたうえで、今後判断していきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

国の動向と言われましたけども、これは皆さんが望んでおる事業でございますのでね、是非、町としては取り組んで、前向きに取り組むことが必要だと思っております。以上、伝えておきます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

財政課長か収入役ですけども、地方債の補正で、実際5%ということになっておりますけども、現実的には何パーセントになっておるのかということと、4点ありますので、ちょっと待ってください。

あと1点はですね、ページ数でいうと災害対策事業ですね。課長さんが災害になると庁舎へ詰める事業ですね。大体1人1時間いくぐらいの、いわゆる手当を出しておられるのかということが1点と。

66号について総花的にですね、やっぱり一般財源を減らして、いわゆる特例債等に回したというふうに私は見たんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。それでいわゆる基金が10億円ぐらいになったというふうに私は理解しておるんですが、その3点について。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまの質問のですね、まず起債の利率ですね。今、瀧本議員さん、多分5ページの5%以内というところをご覧になってのご質問かと思うんですが、今の利率はですね、5%以内ということでかなり下がってはおります。政府財政融資資金の貸付につきましてはですね、変動しますので、12月9日の最新の利率では条件がいろいろあるんですが、通常、本町が活用していますパターンでいいますと、元利均等償還の半年賦、15年償還の3年据置きという条件で普通借入れを行うんですが、それですと12月9日から1.3%の利率となっております。また、その都度借入れを行うときによりましてですね、利率が変動してまいりますので、今のところは1.3ということでお答えさせていただきます。

それとですね、3つ目のご質問だったと思うんですが、過疎債を使うことによって一般財源を浮かして、それによって今回もこう、こんなにたくさん基金を積んだんかというようなご質問だったと思うんですが、もちろん起債はですね、有利な交付税の算入のある起債、特に過疎債等は活用は、財源のためにも活用はさせてもらうのはもちろんなんですが、今回の基金の積んだというのは、そうじゃなくて交付税のほうがですね、見込みよりも増えてまいりまして、そこが増となりましたので、それを基金へ積みさせていただいたということでございます。よろしいでしょうか、以上でございます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

2点目のご質問にお答えします。管理職の場合はですね、管理職特別手当を支給される場合はですね、これは管理職特別手当に関する規則でですね、もう規定が定めてありましてですね、一回当たり8,000円ということです。これは休日ですね、土曜日、日曜日、それと祝日だけに出勤した場合、支払われます。

それからですね、8,000円の場合は支払われる場合は、2時間以上というふうになっております。それでですね、規定によりまして6時間を超える場合はですね、1.5倍の範囲内で定めるということで1万2,000円以内でですね、定めるというふうに規定になっておりますので、それでですね、1万2,000円が支払われるというふうな規定でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、議案第66号についての質疑を終わります。

---

## 日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

4番 太田哲生君。

4番 太田哲生議員

4番 太田です。8ページお願いいたします。これ基金積立繰入金補正前の額は7,226万5,000円で、補正額が1億4,397万1,000円、合計で2億1,623万6,000円でございます。これだけ取り崩しますと、基金残高はどのぐらいになるんですか。

川端龍雄議長

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

現在の残高はですね、3,443万8,000円でございます。以上です。

川端龍雄議長

太田哲生君。

4番 太田哲生議員

3,400万円ぐらいなんですけども、来年度の予算のことをちょっと質問いたします。このような残額で国保料金の増額しないで、来年度の予算を組めるんですか。そのところをちょっと質問いたします。

川端龍雄議長

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

もう結果的に22年度の予算につきましては、年度当初予算を組むときにですね、直前の医



療費が減少傾向にあって下がったということもありまして、抑え目に試算をいたしております。今現在、基金の取崩し大きいんですけれども、額的には療養給付費は1カ月分強ぐらいの医療費の額でございます。結果的には医療費が出ますと、返ってくる部分も当然ございますんで、来年についてはその保険料値上げとかそういったことは考えておりません。大丈夫だと思います。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

**12番 松永征也議員**

医療費がね、当初見積りよりも11%ほど増えておるわけですね。これに対してね、14ページには特定健康診査の費用なんか、もう事業をですね、精算によってですね、国へ114万4,000円も返納しておるわけですね。これではですね、国保事業、円滑な事業運営がされない、厳しいですがね、思うんですわ。矛盾しているということですね。この特定健康診査はですね、県下で比較してですね、紀北町はどういう水準にあるのかね、まずそれをお聞きしたいと思います。

**川端龍雄議長**

住民課長。

**平谷卓也住民課長**

県下でどれぐらいの水準にあるかというのは、ちょっと手元に資料がございませんので、詳しくはわかりませんが、議員もご存じのように医療費を抑えるための施策でございますが、何分にもですね、これにつきましてはレセプト等ですね、チェックしながら保健師の活動が重要になってくるんじゃないかという点もございまして、国保の担当課でありますと、地域の医院、診療所等ですね、依頼いたしまして、そういう健康チェックをする以外にないと思います。

水準につきましては、後ほどまた報告させていただきたいと思います。

**川端龍雄議長**

松永議員、再三言ってますけど、常任委員会の自分の持ち場においては、ベテランですし、そのほうでちょっと質問してください。そのようにお願いします。町長にお願い、お聞きするのはあれですけど、担当課長の場合はできるだけそうするようにご協力のほどお願いします。

瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

5 番 瀧本、これは平谷課長にお願いいたします。11ページの高額療養費ですね。これ大変難しい問題だと思うんですけども、その所得によっても違うし、大体でよろしいけども、何名ぐらいの方がですね、高額医療を受けておられるのか。特にじん臓患者の方は多いと思います。

それと、その間戻ってくる間、いわゆる町民の方が立て替えなければいけませんね。その辺の、いわゆる立て替えのタイムラグの問題をどういうふうに考えておられるのか。この2点についてお聞きいたします。

川端龍雄議長

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

何名ぐらいと言われるんですけども、なかなか高額な方は共同事業等で各市町が連合会へ支出しまして、そういうレセプト1件当たり30万円以上とか80万円以上の高額療養費に関して、お互いに共同して拠出をして、その中から各市町に負担してくれるという制度がございます。当町では拠出金は出すんですが、それ以上はかなりもらっておるという現状があります。

人数的にはですね、レセプト80万円以上の高額1件当たりですね、1医院で1カ月当たりの80万円以上の方ですと、報告させていただいておるのでいきますと、人数的には20名強です。それから30万円以上になりますと、かなり人数的にも多くて300人弱ぐらいございます。

入院される方につきましてはですね、窓口で限度額証明とかいう証明書があるんですけども、入院される前にその証明書をとおっていただきまして、高額の限度額まで本人さんが負担するという制度がございます。それ以外には所得によりまして、それぞれ限度額が違うんですが、それまでは個人で負担していただかなければならないということです。国保サイドでは。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

入院の方はさ、自己負担の分をちゃんと納めればいいんですけどね、入院じゃない通院の方で、これおかしいんですね、この計算の仕方がね。高額医療の。質屋の計算と同じなんで

すわ。例えば先月の15日に入院してですね、今月の15日に退院してもね、2カ月という基礎を引かれるわけですね。質屋の計算と全く同じなんですよ。これは改正されてないんです。僕が30年ほど前に社会保険事務所へ行って、こんな馬鹿なことあるかと、だからもう今はも入院はですね、大体21日ぐらいでおそらく症状固定で、退院を強要されるでしょう。月をまたがるとですね、非常にいわゆる控除額がダブるわけですね。2カ月。そのことが1点と。

もう1つは、今言ったように、通院でですね、sonだけ医療が要って立て替えなければいけない。その方たちをどうしているのかということです。第1点目の点はこれは政府の問題ですからね、これは本当にもう30年間言っても厚生省直しませんよね、これはね。

川端龍雄議長

住民課長。

平谷卓也住民課長

その通院の方の経費負担という制度的な質問でございますが、国保の係りのほうとしては、特にそういう制度はございませんので、今、福祉のほうとかですね、そういった社協のほうとかですね、とりあえず借り入れするという制度に頼ってもらえないかなって、今思うわけでございますけども。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、議案第67号についての質疑を終わります。

---

## 日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 陳情案件を議題といたします。

お手元に配付した陳情文書表のとおり、陳情2件を受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

中野議会事務局長。

## 中野直文議会事務局長

平成22年12月紀北町議会定例会、陳情文書表、平成22年12月10日。

陳情第4号、平成22年11月15日受付。国への意見書提出を求める陳情書（社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書）でございます。

国会で継続審議となっている「地域主権改革一括法案」は、特に保育所や障害児施設などの福祉施設の最低基準をなくし、地方自治体の条例に委任しようとするもので、このまま最低基準がなくなれば、利用者、児童の処遇の悪化や、地方格差の拡大が強く懸念されます。最低基準を地方に委任するのではなく、国の責任で基準をさらに引き上げ、それに伴う財源措置も国の責任で行うべきです。

よって、「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」を国に提出していただくようお願いします。

陳情者、住所及び氏名でございまして、名古屋市熱田区沢下町9-7、全国福祉保育労働組合東海地方本部、執行委員長 三富和歌子でございます。付託先は教育民生常任委員会でございます。

陳情第5号、平成22年11月15日受理でございます。国への意見書提出を求める陳情書（国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書）でございます。

現在進められている「地方主権改革」は、社会福祉施設整備や職員配置などの最低基準について、廃止と地方自治体での条例化、国庫負担金の交付金化を進めようとするもので、予算が交付金化すれば、地方での格差拡大や利用者処遇は劣悪化します。すでに施設職員配置における常勤換算方式や保育所の定員弾力化によって、施設面積や職員の人的配置においても利用者処遇の後退が進行しており、その回復と抜本的な改善こそが求められています。

よって、「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」を国に提出していただくようお願いするというものでございます。

提出者につきましては、先ほどと同じでございまして、教育民生常任委員会への付託となっております。

## 川端龍雄議長

以上で、陳情案件の説明を終わります。

なお、受理した陳情については、別紙文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告を申し上げます。

これで、今定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了しました。

---

## 委員会付託

川端龍雄議長

お諮りします。

ただいま議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月13日、月曜日は、総務財政常任委員会、12月14日、火曜日は、産業建設常任委員会、12月15日、水曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも午前9時30分からとなっております。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださるようお願い申し上げます。

---

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 11時 13分)



地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成23年3月3日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生